

## 越後つまり100km徒歩の旅実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、越後つまり100km徒歩の旅実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新潟県十日町市馬場丙1505 (株)上島内に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、下記の通りとする。

- (1) 100kmの道のりを徒歩にて完歩するという体験を通じて子どもの「生きる力」を醸成すること
- (2) 学生スタッフへの地域のリーダーとしての育成、将来の夢を叶えられるように「社会人基礎力」の充実に関すること
- (3) 社会人スタッフへの生涯学習の学びの場に関すること
- (4) 保護者を含めた地域コミュニティの活性化（地域住民参加の「ひとづくり」）に関すること
- (5) 自分たちが住む「地域」の魅力を見直し再発見に関すること
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 越後つまり100km徒歩の旅
- (2) リーダー育成研修
- (3) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助する個人又は団体とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、下記役職を正会員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 実行委員長 1名
- (4) 事務長 1名

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 実行委員長は、運営責任者として各種会合の運営及び対外的な折衝を行う。
- 4 事務長は、会費の出納、保管等の業務を行う。
- 5 理事は、中心となり会の運営を行う。
- 6 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

4 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

5 やむを得ない理由のため欠席する正会員は、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

6 議決は出席正会員の過半数を以て決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した会員の数、及び氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過

(役員会)

第14条 役員会は第9条に定める役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 本会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 本会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附 則

1. 本会則は、この会の成立の日から施行する。

2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	澤野 崇
副会長	高橋 豪
副会長	馬場 浩一
実行委員長	上村 友博
事務長	山田 剛
理事	藤ノ木 寛
理事	藤橋 武康
理事	服部 和雄
理事	大島 博
監事	水落 雅史
監事	高橋 昇男

3. 本会の設立当初の役員の任期及び事業年度は、成立の日から平成23年12月31日までとする。

4. 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

5. 本会の設立当初の入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。

正会員	個人	入会金	5,000円
		年会費	5,000円
賛助会員	個人	入会金無し	
		年会費一口	3,000円
		団体 年会費一口	5,000円

6. 平成25年3月29日より一部変更する。